

欧州中小企業、知財出願で最大 7,320 ユーロ返還可能

弊所パリオフィスから最新情報をお届け

欧州委員会が、2026年2月2日に欧州連合知的財産庁（EUIPO）と共同で2026年度の中小企業ファンド（SME Fund）（以下、「SME ファンド」と言う）を開始しました。この助成金制度により、欧州連合（EU）及びウクライナの適格な中小企業（SME）が対象となる、知的財産権に係る特定の庁手数料の一部返還が可能となります。

2026年度のSME ファンドは、商標、意匠、植物品種及び特許出願の出願料、EU加盟国国内特許庁により行われる特許先行技術調査に係る庁手数料、及び、各国や欧州特許出願のドラフティングに関連する専門家報酬を含む知的財産権保護の幅広い範囲にわたって、コスト削減への支援を提供することを目的としています。

特定の国において、専門家による支援サービスである「IP Scan Enforcement service」に関しては、費用の一部返還申請も利用可能です。当該サービスでは、自身の知的財産権への潜在的な侵害を認識している、第三者の権利侵害の疑いで告訴されている、又は、そのような侵害に対する重大なリスクに直面している中小企業に支援し、関連ガイダンスを提供します。

各申請手続は、事業が創設される国によって異なりますが、中小企業は、申請することで、適用可能な国や地域によりますが、知的財産権に係る出願料が最大75%、IP Scanに係る費用が最大90%節約できるという利益を得られます。申請期間は2026年12月5日までとなります。

フランスにおける一部返還の申請の流れ

1. 助成金申請：SME ファンドの[ウェブサイト](#)から、EUIPOにおけるユーザアカウントを開設し、助成金申請フォームに記入する。

2. 助成金受取：最大15営業日以内に、有効となる「引換券」 (“vouchers”) の形で助成金に関する決定を受け取る。
3. 知的財産活動開始：商標、意匠、植物品種、及び／又は、特許出願を行い、係る出願料を納付する。又は、IP Scan Enforcement サービスや特許先行技術調査の請求をフランス産業財産庁 (INPI) へ行い、係る費用を納付する。
4. 一部返還受取：ユーザアカウントにおいてフォームに記入し、一部返還を受け取る。

その他詳しい情報は、[こちら](#)及び[こちら](#)をご覧ください。